

裏面白紙

供

有添付

空民第ニ〇號

昭和十六年五月十日

文書課長

事務官

航空局長官



判
決
5.
17.8

次官 厚生次官 殿

朝日新聞社ノ日滿通信連絡飛行ニ關スル件
ヲ附シ許可相成リタルニ付御了知ノ上可然御取計相成度

記

一、航空路ハ新義州、奉天、新京、哈爾濱ヲ連ヌル線ニ據ルヘシ
但シ本溪湖、撫順各飛行場ヲ中心トスル半徑六杆以内及平房停車
場ヲ中心トスル半徑十三杆以内ノ地域ノ上空飛行ヲ禁止ス
尙奉天—新京間ハ左ノ如ク實施スヘシ

74

府政國帝本日大



大日本帝國政府

裏面白紙

奉天 - 法庫、八面城 - 懷德街 - 新京

二、往復共奉天飛行場又ハ新京飛行場ニ於テ稅關検査ヲ受クヘシ、之カ爲奉天又ハ新京稅關ニ豫メ着（離）陸時間ヲ通報スヘシ
三、本飛行實施ニ際シテハソノ都度豫メ關係航空所長宛發着時間ヲ届出ツヘシ
四、其ノ他ノ事項ニ關シテハ一般法規ニ準據スヘシ

大日本帝國政府

朝日新聞社日滿通信連絡飛行實施要領

一、
二、
三、

期間
航空路
航空路

昭和十六年四月一日ヨリ向フ六ヶ月間
東京—福岡—朝鮮經由—新嘉州—奉天—新京—ハ
ルビン定期航空路ニ依ル

四、
五、

使用機

新開寫眞原稿空輸ノ爲

- (1) セガラスキー式
(2) 三菱式鴨型
(3) 三菱式雁型(朝風)
(4) 三菱式雁二型(天風)
(5) 内天風式五型改一(如月)
(6) 中島式改五改一(朝雲)
一等飛行機操縦士
二等飛行機操縦士
一等航行機操縦士
二等航行機操縦士
五乘員
五乘員

飯沼正明
新野百三郎

JIBAAN
JIBAAE
JIBAAL
JIBAAO
JIBAAR
JIBAAP

大日本帝國政府

二等飛行機操縦士
同 航空機關士
同 同 同 同 無線機通訊士
同 同 同 同 空機關士
同 同 同 同 塚池小長中川
同 島崎友島崎
同 田保和壽重忠
同 江崎越賢和壽重忠
同 藤田保和壽重忠
同 中島崎友島崎
同 仙土中近永堀島塚池小長中川
同 利貞憲紀正賢和壽重忠
同 男次三連芳春清爾夫雄光英一

裏面白紙

府政國帝本日大

同 同 無 同 同 同 航
線 通 機 機 關 士
信 士

山 川 田 早 木 富 川

本 島 丸 川 島 澤 村

金 元 幸 敏 幸 次

志 彦 三 男 司 進 郎

以 上

裏 面 白 紙